

西尾市A L T (外国語指導助手)派遣事業プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は小・中学校及び義務教育学校の児童生徒が外国語（英語）で積極的にコミュニケーションを図ることができるように育てるとともに、言語やその背景にある文化に関する理解を高め、国際理解（多文化理解）を深めることを目的とする。

これを踏まえ、外国人指導助手（以下「A L T」と言う。）派遣事業の契約については、価格のみではなく事業者に係る業務実績（外国語教育を中心とした学校の行事や国際理解教育への協力はもとより、外国人児童生徒が多数いる多様な教育環境で求められる多文化教育に対する支援）や企画力（小・中学校及び義務教育学校の教員の外国語（英語）指導力の向上のための研修、授業時間に実施可能な小学校6年生、中学校3年生を対象とする実践的な言語運用能力を高める具体的な外国語活動案やA L Tの活用方法）など総合的な見地から最適な事業者を選定する必要がある。このため、プロポーザル方式により契約の相手方となる受託候補者を選定するものである。

2 業務の概要

(1)業務名

西尾市A L T（外国語指導助手）派遣事業

(2)業務内容

別紙A 別添仕様書のとおり

(3)業務場所

西尾市立小学校25校、中学校9校、義務教育学校1校

(4)契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで。ただし契約締結日から令和8年3月31日までは準備期間とする。

（地方自治法234条の3の規定に基づく長期継続契約）

(5)委託費の上限額

令和8年度 64,350千円

令和9年度 64,350千円

令和10年度 64,350千円

合 計 193,050千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※契約締結日から令和8年3月31日までの準備期間における費用は、受託者の負担とする。

(6)その他

企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

なお、提案内容を勘案し委託費を決定するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限らない。

3 審査基準及び審査方法

公募型プロポーザル方式による選定とする。

西尾市が選任する者をもって企画提案書等の提出書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価、採点し、その審査結果を基に受託候補者を決定する。なお、応募多数の場合は、事務局による第一次審査（書類審査）を行う場合がある。

また、審査内容、審査結果に対する異議の申し立ては、一切受け付けないものとする。

4 スケジュール（予定）

募集要領等公開日（公告日）	令和7年10月23日（木）
質問書提出締切	令和7年10月31日（金）正午まで
質問への回答	令和7年11月7日（金）
参加資格申請書提出締切	令和7年11月14日（金）午後5時まで
参加資格確認通知	令和7年11月18日（火）
企画提案書等提出締切	令和7年12月1日（月）午後5時まで
審査会	令和7年12月22日（月）
審査結果通知	令和8年1月5日（月）
事業内容協議	令和8年1月中旬
契約締結	令和8年2月上旬

5 プロポーザル参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす法人とする。

- (1) 公告日において西尾市入札参加資格者名簿に掲載され、大分類「03 役務の提供等」中分類「15 外国語」に記載があること。
- (2) 愛知県内に本店、支店または営業所を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 西尾市の入札参加指名停止等措置を受けていない者であること。
- (5) 本店及び支店等が国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者でない、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (8) 「西尾市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (9) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく派遣事業許可を受けていること。
- (10) 令和5年度以降に、愛知県内において1市町村以上の外国語指導助手派遣の契約履行実績があること。
- (11) 令和2年度以降に、事業主が出入国管理及び難民認定法による処分を受けてい

ないこと。

(12) 令和2年度以降に、事業主が労働基準法等に違反し、処分を受けたことがないこと。

(13) 宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。

6 質問事項の受付、回答

(1) 質問内容

実施要領に関する説明会は開催しない。ただし、質問を受け付け、回答する。質問は、企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に係る質問は受け付けない。

(2) 質問方法

ア 提出方法

- ・ 質問がある場合は、令和7年10月23日（木）から31日（金）正午までに別添質問書により電子メールにて問い合わせること。
- ・ 電子メールのタイトルは「西尾市ALT（外国語指導助手）派遣事業に関する質問（会社名）」とし、質問書を添付すること。

イ 提出先

西尾市教育委員会事務局学校教育課 庶務担当

gakko-kyoiku@city.nishio.lg.jp

電話：0563-65-2177（直通）

ウ 回答

令和7年11月7日（金）までに西尾市ホームページにて一括回答する。

エ その他

- ・ 質問は1社につき1回までとする。
- ・ 質問書を送付した場合は、必ずその旨を提出先に電話連絡し、受信の確認をすること。質問書が期間内に届いていない場合は、その質問は無効とする。

7 参加資格申請書の提出

(1) 参加資格申請書（様式第1号）

(2) 納税証明書等（未納の税額がないことの証明書）1部ずつ

※国税（法人税、消費税及び地方消費税）、県税（法人県民税、法人事業税（地方法人特別税を含む）及び自動車税）、市町村税（法人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）について、国及び申込者の所在地における地方公共団体が証明する書類

※過去3か月以内に発行されたもので直近1年度分

(3) 労働者派遣事業の許可番号が記載された許可証の写し 1部

(4) 令和5年度以降に愛知県内でのALT派遣実績を証明する契約書の写し 1部

※任意様式で、自社以外の個人や法人を特定できる情報、印影などは黒塗りで良い。

- (5)提出期限 令和7年11月14日（金）午後5時まで
午前9時から午後5時までの受付時間中（土・日・祝日は除く。）に西尾市教育委員会事務局学校教育課に持参又は郵送にて提出（必着）すること。
（郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。）
- (6)提出場所
〒445－8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地
西尾市教育委員会事務局学校教育課（本庁舎4階）

8 参加資格確認通知書の発送
参加資格確認通知書（様式第2号）発送日 令和7年11月18日（火）

9 企画提案書等の提出

- (1)企画提案書（様式第5号） 別紙B「西尾市ALT（外国語指導助手）派遣事業企画提案書作成要領」に基づき作成すること。
- (2)見積書（見積額は消費税及び地方消費税を含んだ総額を記載すること。）及び見積内訳書
- (3)提出期限 令和7年12月1日（月）午後5時まで
午前9時から午後5時までの受付時間中（土・日・祝日は除く。）に西尾市教育委員会事務局学校教育課に持参又は郵送にて提出（必着）すること。（郵送の場合は、書留郵便又は配達証明に限る。）
- (4)提出場所
〒445－8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地
西尾市教育委員会事務局学校教育課（本庁舎4階）

10 受託候補者の選定等

- (1)選定方法
提出された企画提案書を使用して、書類審査及びプレゼンテーションにより審査を行う。
なお、審査は非公開で行い、審査の経過等に関する問い合わせには応じない。
- (2)審査方法
西尾市が選任する者をもって選定委員会を構成し、企画提案書等の提出書類、プレゼンテーションの内容を総合的に評価、採点し、その審査結果を基に受託候補者を決定する。
なお、応募多数の場合は事務局による第一次審査（書類審査）を行う場合がある。
- (3)審査会開催日（予定）
令和7年12月22日（月）
※プレゼンテーションの時間は電子メールにて通知する。
- (4)会場
西尾市役所本庁舎4階41会議室（提案者控室：4階41相談室）

(5) 参加人数

1 提案者 4 名以内とし、必ず本業務を担当する者が所要時間の半分以上の説明を行うこと。

(6) 説明時間

1 提案者 30 分とし、概要等説明 20 分、質疑応答 10 分とする。

(7) 選定基準

「西尾市 A L T（外国語指導助手）派遣事業プロポーザル評価基準」に基づき選定する。

(8) 審査結果の通知

審査結果は、令和 8 年 1 月 5 日（月）をめぐに、提案者全員に結果通知書（様式第 6 号）を送出する。また、審査結果通知後に西尾市ホームページで公開する。

なお、審査内容、審査結果に対する異議の申し立ては、一切受け付けない。

1 1 契約の締結

上記 10 により選定された者を第一候補者として、細部について協議し、業務内容を確定した上で、契約を締結する。

なお、交渉が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順次交渉を行う。

1 2 その他

- (1) 企画提案書等の作成、郵送等に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出後の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 複数の企画提案は認めない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる。
- (6) 提出された書類は、本プロポーザル業務以外の目的には使用しない。
- (7) 採用された企画提案書の著作権は西尾市に帰属するものとする。
- (8) 本案件は、予算の成立を条件とし、予算が成立しない場合、本業務委託は実施しないものとする。
- (9) 審査会でパソコン、プロジェクター、ケーブルなどの電子機器を利用する場合は参加業者が用意すること。会場ではスクリーンとコンセント（電源）を用意する。
- (10) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、西尾市情報公開条例（平成 13 年西尾市条例第 20 号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

1 3 問合せ

西尾市教育委員会事務局 学校教育課（本庁舎 4 階）
〒445－8501 愛知県西尾市寄住町下田 22 番地
電話：0563－65－2177（直通）
FAX：0563－56－2727
E-mail：gakko-kyoiku@city.nishio.lg.jp